

○総務省令第六十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章・第二章 略」	
第三章 日本放送協会等	
「第四章〳第九章 略」	
附則	
第三章 日本放送協会等	
(放送設備に関する事項)	
第十一条 法第二十条第九項(法第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。	
「一〳三 略」	
(協定の認可申請)	
第十二条 法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。	
「一〳三 略」	
「2〳4 略」	
(実施基準の記載事項)	
第十二条の二 法第二十条第十項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	
「一・二 略」	
三 法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項	
四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項	
「五 略」	
(実施基準の認可申請)	
第十二条の三 法第二十条第十項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。	
「一〳三 略」	
「2 略」	
(実施計画の記載事項等)	
第十二条の四 法第二十条第十四項の実施計画には、同条第十項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。	
「一〳三 略」	
四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項	
イ 日本放送協会(以下「協会」という。)のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務	

目次

「第一章・第二章 同上」	
第三章 協会等	
「第四章〳第九章 同上」	
附則	
第三章 協会等	
(放送設備に関する事項)	
第十一条 法第二十条第八項(法第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。	
「一〳三 同上」	
(協定の認可申請)	
第十二条 法第二十条第八項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。	
「一〳三 同上」	
「2〳4 同上」	
(実施基準の記載事項)	
第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	
「一・二 同上」	
三 法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項	
四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項	
「五 同上」	
(実施基準の認可申請)	
第十二条の三 法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。	
「一〳三 同上」	
「2 同上」	
(実施計画の記載事項等)	
第十二条の四 法第二十条第十三項の実施計画には、同条第九項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。	
「一〳三 同上」	
四 「同上」	
イ 協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務	

を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受送料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受送料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細

「ロ 略」
「五〇八 略」

2 法第二十条第十四項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（業務の認可申請）

第十三条 法第二十条第十九項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

「一〇六 略」

（協会の子会社）

第十四条 法第二十一条第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権等の総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

- イ 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権等の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権等
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権等行使すると認められる者が所有している議決権等
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権等行使することに同意している者が所有している

「という。）その他の受送料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受送料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細

「ロ 同上」
「五〇八 同上」

2 法第二十条第十三項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（業務の認可申請）

第十三条 法第二十条第十八項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

「一〇六 同上」

（子会社）

第十四条 法第二十一条第一項に規定する総務省令で定めるものは、日本放送協会（以下「協会」という。）が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ [同上]
- ロ [同上]
- ハ [同上]
- ニ [同上]
- 三 [同上]

議決権等

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の職員又は使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権等を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十二條又は第二十二條の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 出資しようとする金額

二 出資しようとする理由

三 出資の相手方

四 出資の方法

五 その他参考となるべき事項

2 前項の場合において、出資の相手方が法第二十二條第四号に規定する事業を行う者又は関連事業株式会社（法第二十二條の二に規定する関連事業株式会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

一 定款

二 役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類

三 財務諸表及び事業報告（設立中の法人であるときは又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類）

四 出資の相手方が関連事業株式会社である場合には、次に掲げる書類

イ 出資後の関連事業株式会社の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決

三 〔同上〕

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十二條の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

2 前項の場合において、出資の相手方が令第二十二條の事業を行う者であるときは、同項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 財務諸表及び営業報告書（設立中の法人であるときは又は財務諸表及び営業報告書の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類）

〔新設〕

権等の数の割合その他協会が関連事業持株会社の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類

ロ 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類

(関連事業持株会社の子会社)

第十五条の二 法第二十二條の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、関連事業持株会社が他の会社(外国会社を含む。)の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社とする。

2 第十四条第二項の規定は、前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」について準用する。この場合において、第十四条第二項中「会社等」とあるのは「会社」と、「議決権等」とあるのは「議決権」と、「自己」その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。」「とあるのは「自己」と読み替えるものとする。

(関連事業出資計画の認定の申請)

第十五条の三 法第二十二條の三第一項又は第三項の認定を受けようとするときは、当該認定を受けた場合に実施する出資ごとに、申請書に第十五条第一項各号に掲げる事項及び当該出資の時期を記載した関連事業出資計画(法第二十二條の三第一項に規定する関連事業出資計画をいう。以下この条において同じ。)並びに次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。ただし、第五号に掲げる書類については、当該出資に関連して協会が法第二十二條の二の認可を受け、又は受けようとしている場合であつて、当該認定を受けて実施する出資が当該認可に係る第十五条第二項第四号ロに掲げる書類に記載された内容から変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一 当該出資の相手方の定款

二 当該出資の相手方の役員(設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者)の氏名、住所及び略歴を記載した書類

三 当該出資の相手方の財務諸表及び事業報告(設立中の法人であるとき又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類)

四 当該出資後の当該出資の相手方の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合その他関連事業持株会社が当該出資の相手方の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類

五 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類

2 前項の申請は、二以上の関連事業出資計画の申請を同時に行う場合に限り、同時に申請しようとする関連事業出資計画の数を明示した一の申請書、各関連事業出資計画及び前項各号に掲げる書類を添えて提出することによつて行うことができる。

(意見の求め)

[新設]

[新設]

(意見の求め)

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより、法第六十四條第一項の規定により協会と受信契約を締結しなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

〔一〕三 略

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

〔一 略〕

二 法第六十四條第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十條第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三 法第二十條第十項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

〔四 略〕

〔3〕9 略

〔特定受信設備の範囲〕

第二十一条 法第六十四條第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

〔受信料の免除の基準の認可申請〕

第二十二条 法第六十四條第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 受信料の免除の基準

二 受信料の免除の理由

〔三・四 略〕

〔受信契約の条項に定める事項〕

第二十三条 法第六十四條第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受信契約の種類に関する事項

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

〔一〕三 同上

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第六十四條の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十條第四項の規定により定められた受信料の月額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三 法第二十條第九項に規定する実施基準

〔四 同上〕

〔3〕9 同上

〔受信設備の範囲〕

第二十一条 法第六十四條第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

〔受信料免除基準の認可申請〕

第二十二条 〔同上〕

一 受信料免除の基準

二 受信料免除の理由

〔三・四 同上〕

〔契約条項に定める事項〕

第二十三条 法第六十四條第三項の契約の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一 受信契約の締結方法

二 受信契約の単位

三 受信料の徴収方法

四 受信契約者の表示に関する事項。

- 二 法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項
 - 三 受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項
 - 四 受信料の額に関する事項
 - 五 受信契約の解約及び受信契約者（法第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者をいう。第二十六条第一号及び附則第三項において同じ。）の名義又は住所変更の手続に関する事項
 - 六 受信料の免除に関する事項
 - 七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項
 - 八 受信契約の条項の周知方法に関する事項
 - 九 その他必要な事項
- （割増金の額に係る倍数）
- 第二十三条の二 法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。
- （受信契約の条項の認可申請）
- 第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
- 一 設定又は変更しようとする受信契約の条項
 - 二 略
 - 三 受信契約の条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
 - 四 略
- （収支予算の記載事項）
- 第二十六条 法第七十条第一項の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予算総則及び別表第二号に定める科目に従つて記載した予算書によつて提出するものとする。
- 一 受信契約者から徴収する受信料の額に関する事項
 - 二 略
- （情報提供の方法及び範囲）
- 第五十五条の二 「略」
- 2 法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
- 一 略
 - 二 協会の業務に関する次に掲げる情報
 - イ ホ 略
- ヘ 法第二十条第十項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十四項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件
- ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

- 〔新設〕
 - 〔新設〕
 - 五 受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手続
 - 〔新設〕
 - 六 受信料の免除に関する事項
 - 七 受信契約の締結を怠つた場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法
 - 八 協会の免責事項及び責任事項
 - 九 契約条項の周知方法
 - 〔新設〕
- 〔新設〕
- （契約条項の認可申請）
- 第二十四条 「同上」
- 一 設定又は変更しようとする契約条項
 - 二 同上
 - 三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
 - 四 同上
- （収支予算の記載事項）
- 第二十六条 「同上」
- 一 受信契約者から徴収する受信料の月額に関する事項
 - 二 略 同上
- （情報提供の方法及び範囲）
- 第五十五条の二 「同上」
- 2 「同上」
- 一 同上
 - 二 同上
- イ ホ 同上
- ヘ 法第二十条第九項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十三項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件
- ト 法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報

〔チ〕ヨ 略

〔三〕略

四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 法第二十条第十四項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十八項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

〔ロ〕ヘ 略

〔五〕略

(添付書類)

第四百四十三条 法第百三十三条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 受信契約者(法第百三十三条第一項の規定による届出をした者とその放送の受信についての契約をした者をいう。)の見込数

〔五〕略

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。)は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者(当該一般放送事業者とその放送の受信についての契約をした者をいう。)の数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

附 則

〔1・2〕略

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

3 経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更(受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。)を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

〔一・二〕略

別表第三号の二(第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号ハ関係)

〔略〕

〔表略〕

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第10項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

〔チ〕ヨ 同上

〔三〕同上

〔四〕同上

イ 法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報

〔ロ〕ヘ 同上

〔五〕同上

(添付書類)

第四百四十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 受信契約者数の見込数

〔五〕同上

(受信契約者数の記録の提出)

第百六十九条 一般放送事業者(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。)は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

附 則

〔1・2〕同上

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

3 経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更(受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。)を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

〔一・二〕同上

別表第三号の二(第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号ハ関係)

〔同左〕

〔表同左〕

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第9項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

【注2・注3 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【注2・注3 同左】

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 日本放送協会は、この省令の施行の際現に放送法第六十四条第三項の規定により認可を受けている受信契約の条項について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から六月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

2 前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、現に認可を受けている受信契約の条項は、この省令による改正後の放送法施行規則の定めるところに合致しているものとみなす。